

## 平成29年度「障害者自立支援機器等開発促進事業」Q &amp; A集

NO.	項目	Q：質問	A：回答	関連情報
1	応募条件	個人の応募は可能でしょうか？	申請はできません。  国内の民間企業等（民間企業に限らず、法人格を有する団体を含みます。）であって、実用的製品化開発を行う能力及び開発体制を有し、その経理が明確でかつ経営の安定性が確保されている法人（以下「開発機関」。）となります。	公募要項 P 4
2	応募条件	大学（学長や教授）や障害者福祉施設（施設長や職員）が開発機関の代表者となり応募することは可能でしょうか？	自立支援機器の実用的製品化開発、普及を目指す国内の民間企業等（民間企業に限らず、法人格を有する団体を含みます。）であって、実用的製品化開発を行う能力及び開発体制を有し、その経理が明確でかつ経営の安定性が確保されている法人（以下「開発機関」。）とされています。  いわゆるメーカーによる応募ではない場合、当該規定に該当するか否か確認させていただきます。協会まで問合せください。	公募要項 P 4
3	応募条件	海外に工場（開発拠点）がありますが、本事業に応募することは可能でしょうか？	対象となりません。  本事業では、国内の民間企業等に応募条件としており、開発拠点も国内にあることを条件としています。	公募要項 P 4
4	応募条件	数回程度ですが障害者の施設に試作機を持参し、ご意見を伺ったことがあります。しかし、いまだ対象とする障害者が十分しぼりきれれておりません。こうした場合、応募は可能でしょうか？	当該機器の想定ユーザを明確にする必要があります。  障害者（児）の置かれている現状と課題を十分に理解分析し、課題解決に向けた機器開発及びモニター評価等の提案を行ってください。 本事業では、とりわけ想定するユーザーや医療福祉専門職等からアドバイスを受けながら開発することが求められます。いわゆる技術先行型の製作ではなく使用する側（想定ユーザや介護される方）と連携できる体制の構築が求められていることに留意してください。	応募書類 P 3、5、9
5	応募条件	製品は完成していますが、量産体制を構築するための資金として本補助金は活用できるのでしょうか？	できません。  本事業は企業が障害当事者と連携して開発する取組みに対し、助成するものであることに留意してください。	公募要項 P 3
6	応募条件	展示会等の費用の補助を受けるため「小規模事業者持続化補助金」の申請を行っています。この場合、本事業に応募できないでしょうか？	具体的な内容をお聞きし、個別に判断いたします。  「小規模事業者持続化補助金」の趣旨と応募内容が分かる資料を協会に送付し、担当者まで確認してください。	—
7	応募条件	同一企業（開発機関）から、複数の案件に応募することは可能でしょうか？	差し支えありません。	—
8	応募条件	同じ機器で、別の補助金の交付決定を既に受けている場合、さらに本事業にも応募することは可能でしょうか？	同じ機器・内容ではあれば、できません。  （但し、申請中の段階で、まだ正式な交付決定を受けていない場合には、協会までご相談ください。）	—
9	応募条件	起業して間もないため、2年分の決算書類が提出できません。この場合、応募は可能でしょうか？	協会まで相談してください。  決算書に代わる書類（資本金や借入金、収支計画等がわかる書類及び設立謄本等）を提出いただくことにより、個別に判断させていただきます。	公募要項 P 13
10	応募書類	最長3年間の開発期間を提案することが可能とのことですが、3カ年計画の場合、応募書類の「10. 開発方法及び計画」の記入方法について教えて下さい。	まずは本年度の「開発及び計画」を分かりやすく記入し、他の年度は概要で差し支えありません。	応募書類 P 4、27
11	応募書類	分野番号の複数選択は可能でしょうか？	可能です。  重複する場合は、最も相応しいものから順に当該番号を記入してください。	公募要項 P 5、24

平成29年度「障害者自立支援機器等開発促進事業」Q & A集

NO.	項目	Q：質問	A：回答	関連情報
12	応募書類	決算書は開発分担者のものも必要でしょうか？	必要ありません。 開発機関の決算書を添付してください。	公募要項 P 11
13	対象経費（賃金）	従前から開発組織に属している職員や役員の給与（報酬）を「補助対象経費」に計上することは可能でしょうか？	計上できません。 新たに雇用し、開発に必要な資料整理等（経理事務等を行う者を含む。）を行う者（いわゆる「開発補助者」）を日々雇用する賃金のみ、計上することが可能となります。	公募要項 P 6、7
14	対象経費（賃金）	補助対象となる者の雇用形態に制限はあるのでしょうか？	雇用形態はアルバイト、パート、派遣社員等を問いません。 但し、本事業では、従前から開発組織に属している職員や役員の給与（報酬）は補助対象経費として認められないことに留意してください。	公募要項 P 6、7
15	対象経費（謝金）	外部の有識者からアドバイスをいただくことを検討していますが、その有識者から「寄付金」という名目で費用を支払うよう要請されています。「寄付金」は本事業の対象となりますでしょうか？	「寄付金」は補助対象外です。 補助対象経費の「謝金」にて支払うことについては、検討する余地があるかと思えます。	公募要項 P 6
16	対象経費（備品費） 対象経費（消耗品費）	試作金型の作製を検討しておりますが、有効性を示す資料を提出するタイミングはいつでしょうか？	交付申請時に添付してください。 以下、公募要項（P 10）に記載されている以下の事項に留意してください。 ウ. モニター評価の改良試作機作製等のための金型作製により、総合的に1台当たりの製作費用が少なくなる場合には、補助金を仮金型や本金型に当てることができることとしますが、それ以外の金型作製は対象となりません。なお、金型作製を希望する開発者は、有効性を説明できる資料や試作機などを協会に示し承認を得る必要があります。	公募要項 P 10
17	対象経費（備品費） 対象経費（消耗品費）	試作機を製作する為の材料等の購入は、どの「対象経費・項目」から支出すれば良いのでしょうか？	物品の購入経費は「備品費」。また、使用することによって消耗し長期間の保存に適さないものは「消耗品費」の項目に計上してください。	公募要項 P 6、7
18	対象経費（雑役務費）	試作機の安全性を外部の試験・検査機関に依頼する費用は、補助金の対象となるのでしょうか？	対象となります。	公募要項 P 7
19	対象経費（借料及び損料）	開発中のシステムに関して、デモ用にサーバーをレンタル等をする場合の費用は計上可能でしょうか？	展示会等において、開発中の機器を紹介する目的であれば、差し支えありませんが、開発案件と全く関係性のない目的で使用することは認められません。	公募要項 P 7
20	対象経費（旅費）	従前から開発組織に属している職員等の「賃金」は認められないことですが、「旅費」は補助対象経費に計上できるのでしょうか？	計上可能です。	公募要項 P 7、8
21	対象経費（光熱水費）	開発に必要な光熱水費を「補助対象経費」に計上することは可能でしょうか？	計上可能です。 但し、本事業に係る費用であること明確に区分し、説明できる場合に限りです。	公募要項 P 6、7
22	補助金の交付時期	補助金は概算払いでしょうか？ また交付される時期は？	原則、「概算払い」となります。 但し、開発機関における決算及び財務の状況によっては「精算払い」とさせていただきます。  資金交付は、開発機関が協会から内定通知を受領し、その後協会へ正式な交付申請書を提出し、もって協会から交付決定通知書の交付を受領した後となります。しかしながら、厚生労働省から協会に資金交付された後となることにご留意ください。	公募要項 P 11

平成29年度「障害者自立支援機器等開発促進事業」Q & A集

NO.	項目	Q：質問	A：回答	関連情報
23	補助金の支払	開発機関に属する開発分担者に対する補助金の交付は、協会からなされるのでしょうか？	協会は本事業の申請者にあたる開発機関に一括して資金交付いたします。開発分担者のへ支払は行いません。本事業に係る会計上の責任者は申請者たる開発機関となることに留意してください。	公募要項 P11
24	事業内容の変更	本事業採択後、開発途中で申請時の事業内容を変更することは可能でしょうか？	変更する内容や規模によって変更交付申請を行う必要がございます。発生する場合には必ず協会まで相談してください。	—
25	実績報告	補助金の対象とならない費用を支払ったり、補助金に残額が発生した場合にはどうなるのでしょうか？	協会を通じて厚生労働省へ返還することになります。 開発機関は事業終了後、協会に対して実績報告を提出し、協会（又は委託先）は支出内容を十分確認し、補助金の額の確定を行います。その結果、超過交付額や不適切な支出が発生している場合には速やかに補助金の返還を求めます。	公募要項 P11
26	実績報告	実績報告の提出時には、補助対象経費に係る、見積書や請求書、領収書等の証拠書類の提出は必要でしょうか？	証拠書類等を提出する必要はありませんが、開発機関では、証拠書類等を必ず他の事業と区別して、最低でも5年間保管して置いてください。 本事業は「補助金の適切化に関する法律」に該当するとともに、終了後5年間は会計検査院による検査の対象にもなります。 事業終了後における関係書類等の保管にあたっては、くれぐれも注意してください。	公募要項 P11
27	事業終了後における報告物等の提出	開発終了後1か月以内又は、平成30年3月10日のいずれか早い日までに提出する書類とは？	交付要項の第11条に定める様式第3（実績報告書）となりますが、その他、成果報告集の原稿や消費税に関する報告書等の提出もお願いいたします。 具体的な内容等については、内定後に開催する補助金事務等説明会にてご説明いたします。	公募要項 P10
28	その他	開発している機器（試作機）について、できれば他に知られないで本事業を進めたいと思いますが、公開はどこまで求められるのでしょうか？	本事業の実施状況について、基本的に秘匿とすることはできません。 協会ではHPや成果報告集への掲載をお願いするとともに、交流会等への積極的な参加をご依頼します。 公開の範囲につきましては、協会に相談してください。	—